

町民参加のたき台（修正3）

町民参加

(町民参加の基本)

- 1 町民は美幌町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。
- 2 議会及び行政は、広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。
- 3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。
- 4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益をうけないよう配慮するものとします。
- 5 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、町政に参加できるものとします。

(町民参加の対象)

- 1 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を求めるものとします。
 - (1) 基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し
 - (2) 政策に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
 - (3) 町の施設の新設、改良又は廃止の決定（ただし、別に規則で定める場合を除きます。）
 - (4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定
 - (5) 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
 - (6) 行政改革大綱及び実施計画の策定
 - (7) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
 - (8) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事項
- 2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、町民参加を求めないものとします。
 - (1) 軽易なもの
 - (2) 緊急に行わなければならぬもの
 - (3) 町の機関内部の事務処理に関するもの
 - (4) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- 3 行政は、第1項の規定にかかわらず、町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起す場合を除く。）は、町民参加を求めないことができます。

及び行政

- 4 行政は、町民参加を求めなかった場合において、町民からその理由を求められたときは、これを必要と判断したときは、その理由を公表しなければなりません。
を当該町民に回答しなければなりません。

(町民参加の方法)

行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次に掲げる一つ以上の方法を活用して、適切な時期に、町民参加を求めるものとします。

- (1) 審議会等の開催
- (2) 意見交換会の実施
- (3) パブリックコメント手続（意思決定過程で素案を公表し、町民から出された意見等を考慮して決定する制度）
- (4) アンケート調査の実施

(5) その他適切な方法

(提出された意見等の取扱い)

- 1 行政は、町民参加によって寄せられた意見及び提案等（以下「意見等」という。）を総合的に検討するものとします。
- 2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとします。ただし、美幌町情報公開条例（平成12年条例第4号）等の規定により、公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

(1) 意見等の内容

(2) 意見等の検討結果及びその理由

~~(審議会等の運営) <削除>~~

- ~~1 行政は、行政運営に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう、審議会等の委員の選任について次の事項に配慮するものとします。~~
- ~~1 委員の構成は、性別及び年代の別等に配慮し、多面的な審議が確保されるよう留意するものとします。~~
- ~~2 委員には、町民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。~~
- ~~2 委員の公募の周知は、町広報紙、町ホームページ又はその他適切な方法により行うものとします。~~
- ~~3 行政は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録（会議の内容の要旨を記載したもの）を作成し、閲覧に供するものとします。~~

【解説・考え方】

(町民参加の基本)

町民が主体となった自治を進めていくためには、町民が町政へ参加することが必要です。このため、町民が町政に参加すること、議会及び行政が広く町民の意見を求め、町政に町民の意思を反映することが基本であるとともに、町民が参加する機会を保障することを規定しています。

しかし、参加しない自由もあり、議会及び行政は、町民が参加するまたは参加しないことにより不利益を受けることがないよう、配慮する必要があります。

さらに、町政は将来の美幌町のことを見据えて進めていく必要がありますが、未来は青少年や子どもが使うものであり、次の世代を担う青少年や子どもの意見を取り入れていくことも必要であることから、青少年や子どもが町政へ参加できることを規定しています。例えば、子ども議会や、子どもを対象としたアンケートの実施等が考えられます。

(町民参加の対象)

- 1 行政が町民参加を求める事項を規定しています。
~~・「各施策の基本となる計画」とは、教育、福祉、産業などそれぞれの分野に係る中長期的な計画のことをいいます。~~
 - ・「基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画」は、美幌町の長期的、総合的な方向性を定めるものであり、町民と行政が町の将来に対する共通の目標や認識を持って、その策定又は変更を行うことが必要なことから、町民参加の対象としたものです。
 - ・構想、指針、方針等の名称であっても、「長期的な視点」に立ち「総合的」な方針や政策等を定める計画の要素を有しているものは参加の対象となります。
 - ・「基本構想」とは、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想であり、総

合計画のトップに位置づけられるものです。「基本計画」とは、基本構想の実効性を持たせるための具体的な計画を指します。「各施策の基本となる計画」とは、具体には高齢者保健福祉計画、住生活基本計画、都市マスターplan等が該当します。

- ・「政策に関する基本方針を定める条例」とは、政策全般又は個別行政分野における美幌町の基本的な考え方、理念を示すものが該当します。具体には、くらし安全まちづくり条例、この自治基本条例等が該当します。
- ・「町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例」とは、町民個人の活動や事業者等が行う活動に禁止行為や制限を設けるなど、規制を課すような、町民の権利義務にかかるる条例をいいます。具体には、他自治体で制定されている「たばこのポイ捨て禁止条例」「自転車放置防止に関する条例」等が該当します。
- ・「町の施設」には、役場庁舎や廃棄物処理場などのように、町が事務や事業を執行するための施設（公用施設）と、図書館、体育施設等、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）の両方を含んでいます。
- ・町の施設の新設、改良、廃止の決定に関する事項を町民参加の対象としました。限られた町の財政状況においては、町の施設は町民のニーズに応じて計画、整備される必要があります。
施設の建設、改良にあたっては、通常、基本構想（基本計画）・基本設計→実施設計の手順を踏みます。この場合の町民参加の手続は、基本構想（基本計画）・基本設計の段階において行うことを原則としますが、個々の施設の性格に応じて、それ以降の段階において町民参加の手続を行うことも可能です。
なお、ここでいう「改良」は、施設の増設や機能の向上を趣旨としており、老朽化等に伴う機能の更新又は設備の改修など維持を目的とする場合は「改良」にはあたりません。
- ・町の施設でも規則で規定する事項に該当する場合は、参加対象から除外します。
- ・「広く町民が利用する町の施設」とは、不特定多数の町民が利用する図書館、体育施設等が該当します。これらの施設の利用時間や休館日等の利用方法を決定する際には、町民参加を行うこととします。しかし、利用者（受益者）が一部に限られる場合は、対象としません。
- ・外部評価の実施、行政改革大綱及びその実施計画の策定を町民参加の対象とします。
- ・町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定する場合は、町民参加の対象とします。具体には、市町村合併の是非を決定する場合等が想定されます。
- ・第1号から第7号で規定する以外で、町民参加が有効と思われる事項についても町民参加を推進することを規定しています。

2 町民参加を求める事項を規定しています。

- ・「軽易なもの」とは、町民生活に影響がなく、町民参加を求めるまでもない軽微な内容であるものが該当します。例えば、条例等において法令を引用している場合に、引用している法令の改正により、引用部分の条項、号などの番号や用語の表現方法を変更するための条例改正などです。
- ・「緊急に行わなければならないもの」とは、意思の決定に迅速性が求められ、町民参加を行ってその意思を決定するまでの時間がないものが該当します。例えば、災害又は不慮の事態が発生した際に、速やかに意思決定をし、対応する必要がある場合などです。
- ・「町の機関内部の事務処理に関するもの」とは、町の組織や会計、職員の人事など、町の機関の内部にのみ適用されるもので、これらは町の機関が自らの責任と意思で決定すべき事項であり、町民参加を求めないこととしています。
- ・「法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの」とは、例えば地方税法の標準税率の設定など、法令に一定の基準が定められていて、その基準に基づいて実施する場合は、町民の意見を反映させる余地がないため、町民参加を求めないこととしています。

3 「町税の賦課徴収その他金銭徴収に関するもの」とは、町税のほか、スポーツ施設等の施設使用料、住民票の写しや各種証明書発行手数料、介護保険料等、金銭の徴収に係るもの全般を指します。

これら金銭徴収に関する事項は、町の財政の根幹に係るものであること、金額等は現実の費用等をベースに算出するものであり、単に金額の高い安いの問題ではなく、一部の町民が利用する性質のものは実費負担が原則で町民参加を求める趣旨にそぐわないものであり、町民参加を求めないことができることとしています。ただし、既に実施している町民参加を否定するものではありません。

なお、法定外普通税及び法定外目的税の導入にあたっては町民参加を求めることが必要です。

＜参考＞

- ・町税の税率や額の引き下げは、厳しい町財政の状況や地方交付税への影響を考慮すると非現実的であり、現状では考えられません。

また、標準税率や額を超える税率や額に改定する場合は、美幌町が財政健全化法の財政再生団体、早期健全化団体に指定されるなど、財政状況が危機的状況に陥った場合以外に考えられません。そのような場合は、町税のことを含めて、当然、財政再建に向けて住民説明会を開催することになります。

- ・一方、国民健康保険税については、国民健康保険運営協議会が設置され、そこで意見を伺い税率が決定されています。

このように、町税、金銭徴収に係るものについて、既に町民参加を行っているものはその手法を継続させ、また、行政が自主的に参加手法を取り入れることも可能とします。

4 ~~町民参加を求めなかったことについて町民から理由を求められた場合、町はその理由を回答しなければなりません。~~

行政は、町民から町民参加を求めなかったことについて理由を求められた場合に加え、行政が自ら必要と判断した場合にも町民参加を求めなかった理由を公表する必要があります。

例えば、行政は、本来なら町民参加の対象事項であるにもかかわらず、緊急に当該事項を行わなければならなかつたため参加を求めなかつた場合は、自らの判断において参加を求めなかつた理由を公表する必要があります。

(町民参加の方法)

前条で規定した参加のための方法を定めています。行政は、規定する方法の中から1つの以上の方法を用いて参加を求めるとしています。なお、町民生活への影響が大きい事案については、複数の方法を用いるよう努めるべきと考えます。

このうち、「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する、法律又は条例に基づいて設置された附属機関及びこれ以外のもので、知識経験を有する者等の意見を聴取し、政策に反映させることを目的として、規則、要綱等に基づき設置されたものをいいます。

(提出された意見等の取扱い)

行政が、町民から単に意見等を聞くだけでなく、その提出された意見等の実現の可能性を総合的に検討するよう規定しています。

そして、意見等に対しての検討結果及び結果を公表することとしています。ただし、これらの中に個人情報や事業活動情報など公表することが適当ではない情報が含まれているときは、それらの部分は公表しないこととしています。

~~(審議会等の運営) <削除>~~

- ~~1 審議会の委員の選任については、多様な意見を審議会等における議論に反映させ、また、会議の公平性や透明性を高めるために、人材を幅広い分野からバランスよく選考するとともに、町民参加を進めるためにも、委員を公募により選任することが必要です。~~
- ~~なお、第2号で、委員に公募により選任された委員が含まれることを「原則」としているのは、審議会等によっては、法令で委員構成が定められている場合や、専門性の高い事案を取り扱う性質上、公募による委員の選任が適当ではない場合があり、これらの審議会等については公募を求めるものではありません。~~
- ~~2 委員の公募を周知するにあたっては、町広報紙、ホームページ又はその他適切な方法により行うこととしています。~~
- ~~3 審議会等を開催したときは、会議の透明性を確保するとともに、町民との情報共有を図るために会議録を作成することとしています。~~

【町民会議では】

~~町民参加を自治基本条例でどの程度規定するのかが議論されましたが、町民主体のまちづくりを進めていくための基本であり、町民参加を早期に確立するため、ある程度具体的な事項を自治基本条例に盛り込むこととしました。~~

~~また、議会の規定の必要性についても議論されましたが、議会についても町民が参加する機会が保障される必要があり、「町民参加の基本」として自治基本条例で規定することとしました。~~

~~さらに、参加の機会の保障や具体的な参加の方法や手続、満20歳未満の者の参加等について意見が出されました。~~

町民参加を、自治基本条例でどの程度規定するのかが議論されましたが、参加は、町民主体の自治を進めていくための基本であり、町民参加による町政運営ができるだけ早期に確立するため、ある程度具体的な事項（どういう場合を参加の対象とするか、どういう手法を用いるのか等）を自治基本条例で盛り込むこととしました。

このテーマについては、町税の税率や税額、使用料、分担金、負担金等の金銭徴収に係る額の決定や変更について、参加の対象とするかどうかについて、熱心に議論されました。

すべての場合に参加の対象とするべき、との意見も出されました。町税等の金銭徴収に係ることは、町の財政の根幹に係る問題であること、値上げ等について意見を求めるに否定的な意見しか出てこない、等の意見が出され、基本的には金銭徴収に係る事項は町民参加の対象事項からは除外することとしました。

ただ、現状でも、国民健康保険税のように、協議会において意見を聴いて税率を決定しているものもあり、既に町民参加を行っているものは継続できるように、また、行政が自主的に参加手法を用いることができるようとするべき、との意見が出されました。

また、議会における町民参加の規定の必要性についても議論されましたが、議会についても町民が参加する機会が保障される必要があり、「町民参加の基本」の項目で、行政とあわせて、参加に対する基本的な考え方を規定することとしました。

さらに、満20歳未満の者の町政への参加については、当初否定的な意見も出されましたが、子どもの権利条約において、子ども達が意見を表明できる権利が謳われていることを踏まえ、青少年や子どもが町政に参加できることを明確に規定することとしました。